

佐賀労働局発表
令和6年4月30日(火)

【照会先】
佐賀労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
室長補佐 平川 礎恵
(電話) 0952-32-7218

報道関係者 各位

多様な働き方の実現による 持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて！ 「令和6年度佐賀労働局行政運営方針」を策定しました

佐賀労働局（局長 城 寿克）は、「令和6年度佐賀労働局行政運営方針」を策定しました。

佐賀労働局は、令和6年度に、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環の実現に向け、以下の項目を重点的に取り組みます。

- 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援等
- 2 人材確保の支援、個人がキャリアを選択できる社会の実現
- 3 多様な人材の活躍促進及び多様な働き方への支援
- 4 安全で健康に働くことができる環境づくり

また、「令和6年度佐賀労働局行政運営方針」の内容を、広く県民の皆様にご理解いただくため、「令和6年度 佐賀労働行政のあらまし」を作成し、様々な機会に周知していきます。

なお、「令和6年度 佐賀労働行政のあらまし」は、佐賀労働局ホームページに掲載しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/content/contents/001150526.pdf>

令和6年度 佐賀労働行政のあらまし



写真提供 佐賀県観光連盟

ひと、暮らし、みらいのために



佐賀労働局

労働基準監督署
公共職業安定所(ハローワーク)

目次

1	最低賃金・賃金の引上げに向けた支援等	2
2	ハローワークのマッチング機能強化、人材確保の支援	3
3	個人がキャリアを選択できる社会の実現	4
4	多様な人材の就労・社会参加の促進	5
5	多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり	7
6	ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援	9
7	仕事と育児・介護の両立支援	9
8	安全で健康に働くことができる環境づくり	10

佐賀労働局は、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環の実現に向け、三位一体の労働市場改革を進めるとともに多様な人材の活躍促進や多様な働き方への支援のための諸施策を講じることとしています。

地域の実情に応じた取組を進め、総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に응えていくため、労働基準監督署及びハローワークと一体となり、関係機関との連携を一層強化しながら、その役割を果たしてまいります。

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援等

(1) 全国加重平均で1,004円となる最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るための、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

業務改善助成金の活用により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、佐賀働き方改革推進支援センター等とも連携して賃金引上げを支援します。

また、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

あわせて、監督署において、企業賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

さらに、佐賀働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、佐賀地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、改定された最低賃金については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

最低賃金の種類		1時間	効力発生年月日
佐賀県（地域別）最低賃金		900円	令和5年10月14日
特定 (産業別)	一般機械器具製造業関係	974円	令和5年12月29日
	電気機械器具製造業関係	943円	令和5年12月29日
	陶磁器・同関連製品製造業	901円	令和5年12月9日

(3) 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇均室又は安定部等による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、基本給・賞与について見直しを促す働きかけをすることや、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

パートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく報告徴収、指導監督等を実施することにより法の着実な履行確保を図ります。

あわせて非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化（多様な正社員を含む）に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために、新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

また、佐賀働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行います。

(5) 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、令和4年度の労働政策審議会労働条件分科会の議論を踏まえた無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について、周知・啓発を図ります。

(6) 「資金移動業者の口座への賃金支払」に関する周知及び指導について

使用者が労働者に賃金を支払う場合において、通貨のほか、従来から認められていた銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への賃金の振込み等に加え、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の資金移動による支払が認められています。

そのため、労働局及び監督署においても、労働者及び使用者に対し制度の周知を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合は速やかに必要な指導を行います。

2 ハローワークのマッチング機能強化、人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求職者支援・求人充足サービスの充実

ハローワークが公的職業紹介機関として求職者・求人者から求められる役割・機能を果たせるよう、求職者の状況に応じた就職支援により一層取り組むとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを充実させ、求職者と求人のマッチングを促進します。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、都道府県労働局単位の協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク佐賀の「人材確保対策コーナー」及び各ハローワークにおいて、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。特に介護分野については、ハローワークと介護労働安定センターとが連携した求人充足・職場定着のための取組を進めます。

(3) 医療・介護・保育分野の職業紹介への対応

令和5年2月に労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。また、令和5年度に実施した、医療・介護・保育分野の職業紹介事業者への集中的指導監督の結果を踏まえ、令和6年度においても有料職業紹介事業者への指導監督に取り組みます。

(4) 非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

雇用保険を受給できない方々の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度を積極的に周知・広報を行うことにより、制度の活用を推進します。

(5) 地方公共団体等と連携した雇用対策の推進

佐賀県、佐賀市、鳥栖市と締結した「雇用対策協定」等に基づき、国と地方自治体等が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を推進するとともに、佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市においては地方自治体が行う福祉サービス等と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施します。

3 個人がキャリアを選択できる社会の実現

(1) リ・スキリングによる能力向上支援

○在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

労働者のキャリア形成やリ・スキリングに係る支援を推進するため、「佐賀県キャリア形成／リ・スキリング支援センター」と連携し、県内の各ハローワークに常設・巡回による「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントに

よる相談支援を行います。

○公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成

デジタル推進人材の育成に向けて、デジタル分野に係る公的職業訓練の訓練コースの拡充を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を行い、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

○企業における人への投資の促進

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」(中小・小規模企業への賃金助成を拡充した「長期教育訓練制度」メニューを含む)及び「事業展開等リスキリング支援コース」の活用促進を図ることにより、企業における人への投資を促進します。

(2) 個々の企業の実態に応じた職務給の導入

職務給の導入について、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、リーフレット等による周知・広報を実施します。

(3) 成長分野等への労働移動の円滑化

○労働市場情報の見える化によるマッチングの促進

「労働市場情報の見える化」によるマッチングを促進するため、「job tag (職業情報提供サイト)」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagが地域の関係者(地方公共団体、就労支援機関、学校等)や求職者・学生に積極的に活用され、労働市場のインフラとして効果的に機能するよう、積極的な周知を行います。また、「職場情報の開示に関するガイドライン(仮称)」及びこれを踏まえた「しょくばらば(職場情報総合サイト)」の利活用等について、周知を行います。

○就職困難者の成長分野への労働移動の円滑化

就職困難者を、成長分野(デジタル・グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、人材育成を行った上で、賃金の引き上げを行う事業主に対して高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進めます。

4 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 新規学卒者・若者等への支援

佐賀新卒応援ハローワーク(ヤングハローワークSAGA)等において、就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等に対し、学校等と連携しつつ、巡回相談や担当者制のきめ細かな個別支援を実施します。

また、正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。

(2) 就職氷河期世代への支援

ハローワーク佐賀の支援窓口等において、専門担当者によるチーム制により、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。

(3) 高齢者の就労・社会参加の促進

○70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行います。

また、65歳超雇用推進助成金や70歳雇用推進プランナー等による支援が必要と判断される事業主を把握した場合には、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部へ支援を要請する等、効果的な連携を行います。

○ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

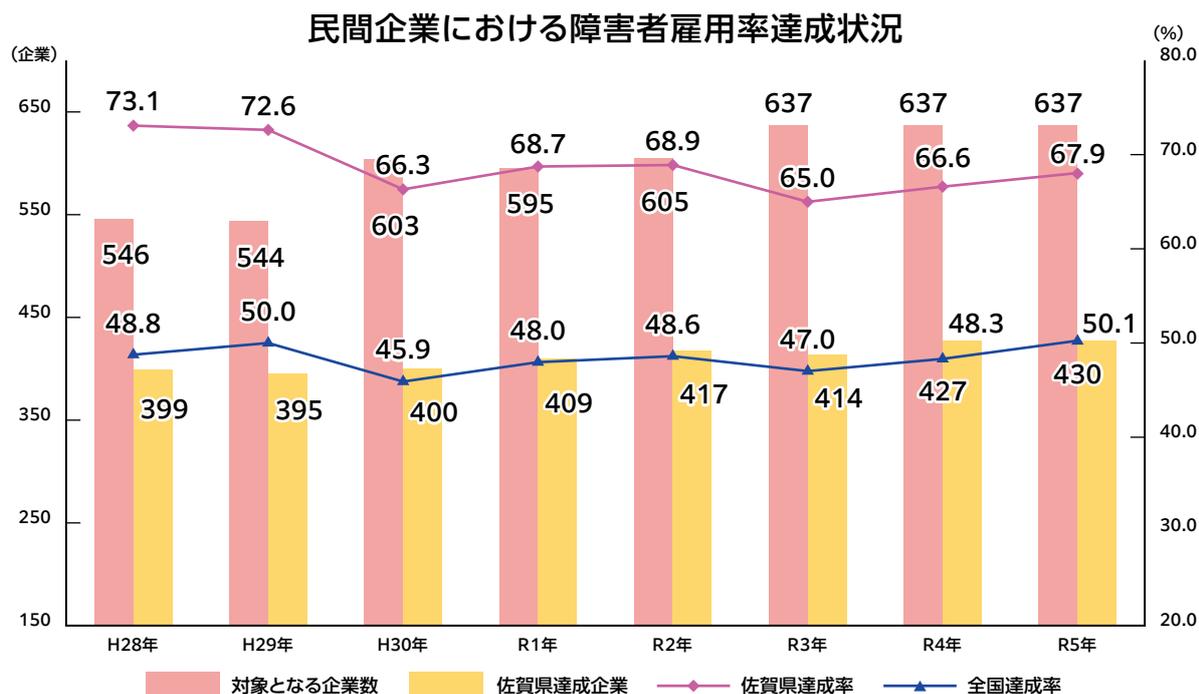
65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク佐賀、唐津、鳥栖に設置する「生涯現役支援窓口」において、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、(公財) 産業雇用安定センターにおいて実施している、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「キャリア人材バンク」の周知を図る等、効果的な連携を行います。

(4) 障害者の就労促進

○中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

改正障害者雇用促進法の改正内容の周知を図ることにより、その円滑かつ着実な施行に取り組むとともに、法定雇用率が段階的に引き上げられること等に伴い、雇用率未達成企業等の増加が見込まれることから、特に雇用数の不足が見込まれる企業等へ早期の周知・啓発を実施し、新設・拡充した納付金助成金の利用勧奨も含め、障害者の計画的な雇入れを促進します。あわせて、特に雇用義務があるにもかかわらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の

職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。



○**精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援**

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークの専門の担当者などにより多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

また、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、佐賀県等と連携のうえ、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨、就職支援等を実施します。

(5) 外国人労働者の雇用管理改善

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、ハローワークによる事業所訪問及び事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。

5 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知啓発、同法の執行体制や相談体制の充実

あらゆる機会を捉えて、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容について周知啓発を行うとともに、フリーランスや発注者等からのフリーランス・事業者間取引適正化等法の就業環境整備に関する内容についての問い合わせに適切に対応します。

フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリー

ランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。また、労働実態から労働基準法等の労働者に該当する場合には、引き続き必要な保護を図ります。

さらに、法の施行後は、フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、発注者等に対する報告徴収・是正指導等を行い、履行確保を図ります。

(2)「多様な正社員」制度に係る導入支援等の実施

多様な正社員（勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員）制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

(3) 適正な労務管理下におけるテレワークの推進

適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」の相談・申請があった場合は懇切丁寧な対応を行い、加えて、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った助言等テレワークに関する企業の環境整備に対する支援を図ります。

(4) 勤務間インターバル制度導入促進のための支援の実施

企業等への説明会（ワークショップを含む）の際に、働き方・休み方改善ポータルサイトに掲載されている専門家によるアーカイブ動画や導入マニュアルを活用し、事例に即した説明を行うとともに、リーフレット等により周知を行います。加えて、働き方改革推進支援助成金を活用して、インターバルの導入等に取り組む中小企業等への制度の導入促進を図ります。

(5) 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施

年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、例年10月に実施している「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。

また、地域における年次有給休暇の取得促進の機運を高めるために、独自のリーフレット・ポスターを活用し、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の制度の導入を促します。

選択的週休3日制度については、事例の提供等による更なる周知等を行います。

(6) 佐賀県魅力ある職場づくり推進会議

県内の政労使及び関係機関の代表から構成される「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」を開催し、中小企業・小規模事業者の働き方改革の円滑な推進に関する情報共有、意見交換等により、構成機関が連携して県内企業の魅力ある職場づくりの推進を図っていきます。

6 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援

(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等ハラスメント防止措置を講じていない事業主へは厳正な指導を実施します。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主・ハラスメント相談窓口担当者等向け研修やウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

○就職活動中等の学生等に対するハラスメント対策等の推進

事業主へは、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図るとともに「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を活用し、企業の取組を促し、学生等へは、相談先等を記載したリーフレットを活用するなどして学生等が一人で悩むことがないよう支援します。

また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

(2) 働く人のワークエンゲージメントの向上に向けた支援

ワークエンゲージメントを含む働きがいの向上に向けて、リーフレット等による周知を行います。

(3) 民間企業における女性活躍促進のための支援

常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、着実に履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨し、より一層の女性活躍推進に向け取り組みます。

あわせて、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における均等取扱いについて、報告徴収等の実施により、男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。

また、妊娠等を理由とする解雇・雇止め等不利益取扱いの禁止についても関係法令の周知を図るとともに、相談が寄せられた場合は速やかに必要な指導等を行います。

7 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 仕事と育児・介護の両立支援のため、業務代替整備・柔軟な働き方の導入等も含めた支援の拡充

常時雇用する労働者数1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化につ

いて、着実な履行確保を図るとともに、「産後パパ育休」(出生時育児休業)を含め、育児・介護休業法の内容及び育児・介護休業法に基づく両立支援制度について周知徹底を図ります。

○男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」等の男性の育児に資する制度について、あらゆる機会を捉えて周知を行うとともに、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置や育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組、代替要員確保等を実施した事業主等に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

(2) 子育て中の女性等の就職支援

子育て中の女性等を対象としたハローワーク佐賀及び鳥栖のマザーズコーナーにおいて、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。

(3) 不妊治療と仕事との両立

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図るとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する助成金を活用し、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。

8 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 労働条件の確保・改善対策

○法定労働条件の確保等

管内の実情を的確に把握し、全ての労働者が適正な労働条件で安心して働ける環境をつくるため、労働基準関係法令の遵守の徹底を図っていくとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

○労働契約関係の明確化

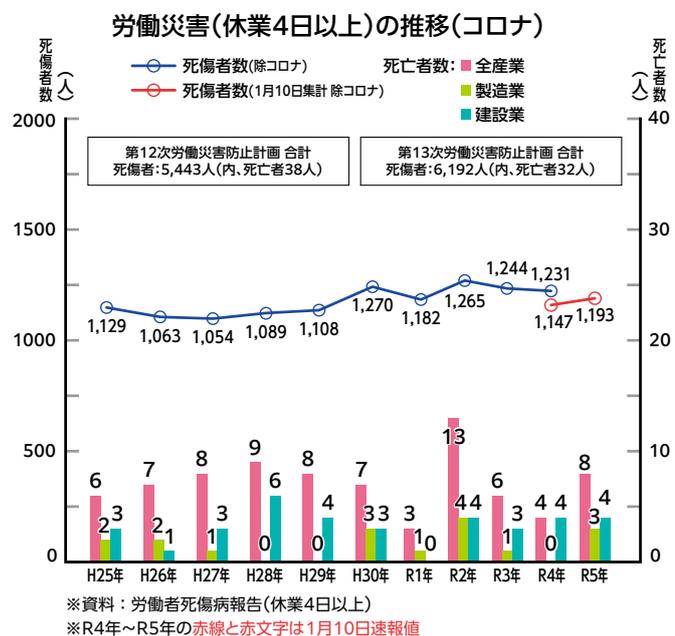
労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する省令改正が令和6年4月に施行されたことをはじめとする、令和4年度の労働政策審議会労働条件分科会の議論を踏まえた労働契約関係の明確化のための制度見直し等について周知・啓発を図ります。

(2) 時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等の時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援の実施

○中小企業・小規模事業者等に対する支援

佐賀働き方改革推進支援センターと連携を図りつつ、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。また、全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、適切な労務管理の支援等を中心としたきめ細かな相談・支援等を行います。

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備



○事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことの意義や必要性に加え、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からのプラス面についても、積極的に周知啓発を図っていきます。



○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設などの第三次産業を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）の防止にむけて、管内の小売業及び社会福祉施設各業界ごとのリーディングカンパニー等を構成員として設置した「+Safe協議会」の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導

入を支援する取組等により、佐賀県全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

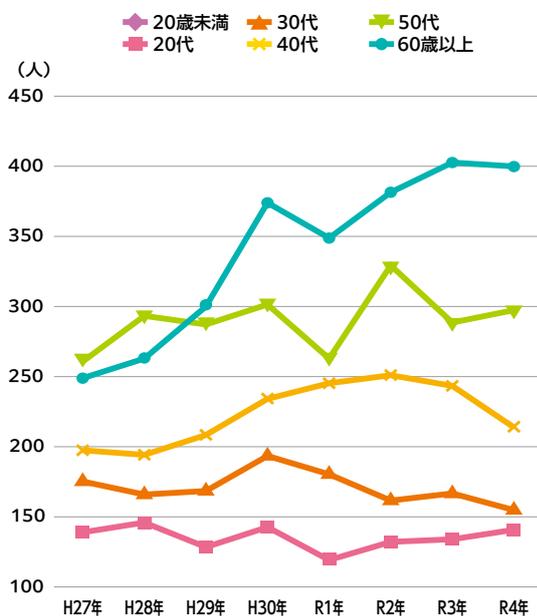


○高年齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

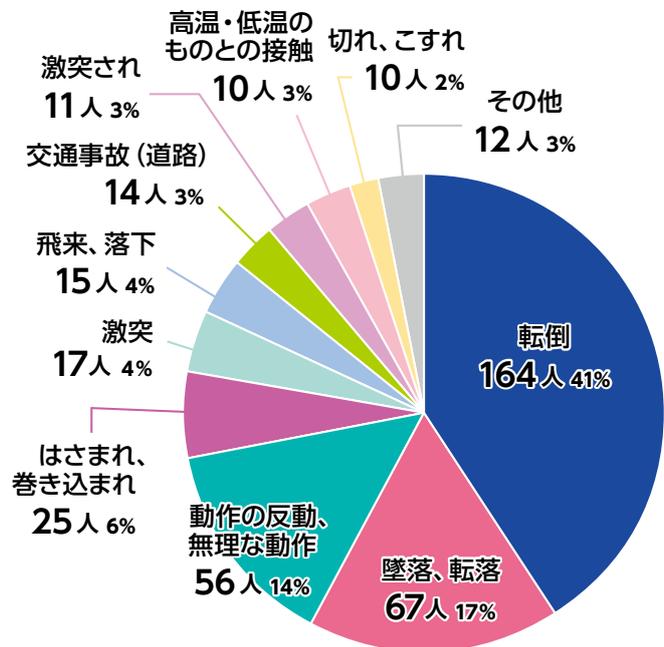
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく取組を推進するとともに、中小企業の実践を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知等効果的な安全衛生教育の実施を促進することにより、外国人労働者の労働災害防止対策を推進します。

死傷者数の年齢別の推移
(H2-R4年 除コロナ)



60歳以上の労働災害事故の型別割合
(R4年の全産業 除コロナ)



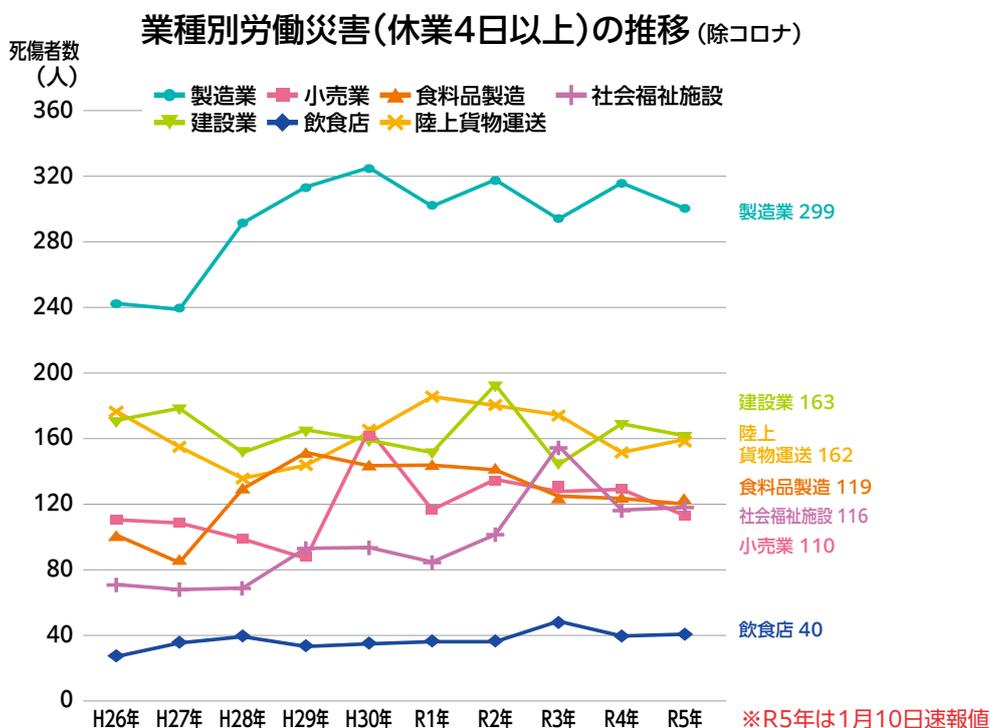
○業種別の労働災害防止対策の推進

建設業については、一側足場の使用範囲の明確化等足場からの墜落防止措置の強化にかかる改正労働安全衛生規則の周知及び履行の徹底をはじめとする墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策を図ります。

製造業については、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時・使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施の促進を図ります。

陸上貨物運送事業については、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組及び交通労働災害防止対策の促進を図ります。

林業については、各種ガイドライン等の周知徹底を図るとともに、災害防止団体、発注機関との協力連携により効果的な労働災害防止対策の促進を図ります。



○労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、産業保健機能の強化、医師による面接指導の実施、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策等の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

また、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、佐賀産業保健総合支援センター等支援機関の利用を促進します。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、「佐賀県地域両立支援推進チーム」における取組を計画的に推進し、各機関・団体のより一層の効果的な連携を図ります。



○新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係政省令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図り、SDS（安全データシート）等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行うとともに、個人ばく露測定の円滑な導入に向けた周知を図ります。

石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。



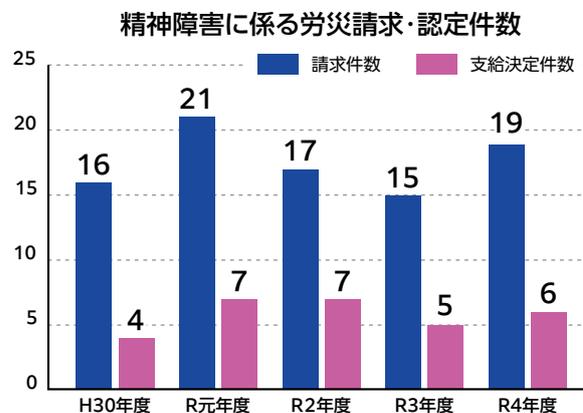
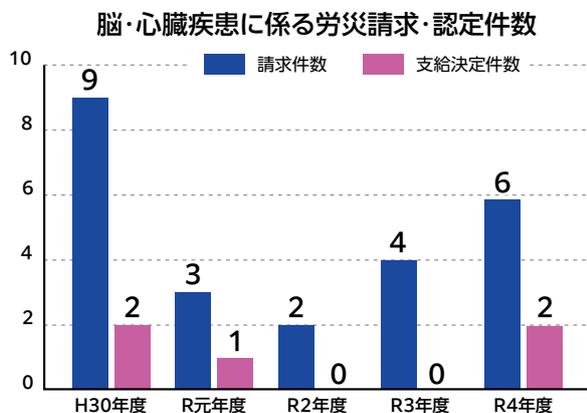
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

特に、脳・心臓疾患及び精神障害（過労死等）による被災労働者等からの労災請求については、認定基準に基づき、迅速かつ的確な認定を徹底します。

また、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求については、その罹患後症状も含め、迅速に労災保険給付を行います。

さらに、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。



佐賀労働局各機関のご案内

■佐賀労働局

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎

総務部 (4階)

- 総務課
TEL 0952-32-7155 FAX 0952-32-7156
- 労働保険徴収室
TEL 0952-32-7168 FAX 0952-32-7151

労働基準部 (4階)

- 監督課
TEL 0952-32-7169 FAX 0952-32-7182
- 健康安全課
TEL 0952-32-7176
- 賃金室
TEL 0952-32-7179
- 労災補償課
TEL 0952-32-7193
(労災補償課分室) TEL 0952-32-7166

雇用環境・均等室 (5階)

- 指導・企画・助成金 (総合労働相談コーナー)
TEL 0952-32-7218 FAX 0952-32-7224

職業安定部 (6階)

- 職業安定課
TEL 0952-32-7216 FAX 0952-32-7223
- 需給調整事業室
TEL 0952-32-7219
- 職業対策課
TEL 0952-32-7217
(助成金担当) TEL 0952-32-7173
- 訓練課
TEL 0952-38-0907

■労働基準監督署

- 佐賀労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20
佐賀第2合同庁舎3階
TEL 0952-32-7133 FAX 0952-32-7157
- 唐津労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒847-0861 唐津市二タ子3-214-6
唐津港湾合同庁舎1階
TEL 0955-73-2179 FAX 0955-74-6583
- 武雄労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758
TEL 0954-22-2165 FAX 0954-22-2168
- 伊万里労働基準監督署 (総合労働相談コーナー)
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64
TEL 0955-23-4155 FAX 0955-23-4157

- 労働条件などのご相談は
各労働基準監督署へ
- 従業員の採用や求職活動についてのご相談は
各ハローワークへ
- 働き方改革や育児・介護休業に関するご相談は
雇用環境・均等室へ
- 佐賀労働局ホームページでも様々な情報を提供しています。

■公共職業安定所 (ハローワーク)

- 佐賀公共職業安定所
〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15
TEL 0952-24-4361 FAX 0952-26-6453
- ヤングハローワークSAGA・新卒応援ハローワーク
〒840-0826 佐賀市白山2丁目2-7
KITA JIMAビル2階
TEL 0952-24-2616 FAX 0952-26-6593
- 唐津公共職業安定所
〒847-0817 唐津市熊原町3193
TEL 0955-72-8609 FAX 0955-74-1808
- 武雄公共職業安定所
〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9
TEL 0954-22-4155 FAX 0954-22-4862
- 伊万里公共職業安定所
〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25
TEL 0955-23-2131 FAX 0955-22-7659
- 鳥栖公共職業安定所
〒841-0035 鳥栖市東町1-1073
TEL 0942-82-3108 FAX 0942-83-8428
- 鹿島公共職業安定所
〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3
TEL 0954-62-4168 FAX 0954-62-9947

佐賀労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

佐賀労働局

